

施策番号	施 策 名	予算額(百万円)	
234	消費者の自立への支援	101	
<b>【2010年度の目標】</b> 消費生活に関する総合的な情報提供や研修、学習機会が確保され、消費者の被害がほとんどなくなり、人びとが主体的かつ合理的な消費活動をおこなっています。 一人ひとりが環境と調和した省資源型の消費行動を実践しています。			
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
消費者団体数	95団体	108団体	130団体 (200団体)

<これまでの取組>

消費者トラブルに関する相談や、各種啓発講座の開催等による学習の機会の提供、消費者団体への支援、建設業、建築士、宅地建物取引業者への指導などを行い、取引の安全の確保に努めました。

<平成13年度の取組>

平成13年度においては、引き続き各種施策を推進し取引の安全性の確保に努めます。また、増加する消費者からの相談に対応するため、消費生活相談員の増員を図ります。消費者にとって身近な市町村において、相談業務等消費生活関連の行政施策が行われるよう働きかけを行います。

<主な事業>

- 1 苦情対応強化事業 (18,003(17,950)千円)  
 【(301)商品などの安全性の確保と取引の適正化、相談苦情処理の充実事業】[生活部]  
 消費者の自立を支援するため、消費生活相談、法・条例に基づく事業者指導、消費者被害を未然に防止するための消費生活講座を実施するとともに、市町村の消費者行政強化を支援します。
- 2 情報体制整備事業 (5,818(1,108)千円)  
 【(301)商品などの安全性の確保と取引の適正化、相談苦情処理の充実事業】[生活部]  
 全国消費生活情報ネットワーク(PIO-NET)を運用し、消費者からの相談や苦情に対し、迅速かつ的確に対処します。
- 3 宅地建物取引業法施行事務 (4,996(11,625)千円)  
 【(301)商品などの安全性の確保と取引の適正化、相談苦情処理の充実事業】[県土整備部]  
 宅地建物取引業法に基づく免許の交付や講習会を行うとともにトラブルを防止するため、消費者に対する啓発を行います。